

国立大学法人大分大学における部門会議の廃止に伴う関係細則の整備に関する細則

令和2年8月24日制定

令和2年細則第26号

(大分大学再チャレンジ支援プログラム経費における授業料免除選考細則の一部改正)

第1条 大分大学再チャレンジ支援プログラム経費における授業料免除選考細則(平成21年細則第28号)第3条第2項の規定中「国立大学法人大分大学学生支援部門会議」を「大分大学学生・留学生支援委員会」とする。

(大分大学入学料免除及び徴収猶予選考細則の一部改正)

第2条 大分大学入学料免除及び徴収猶予選考細則(平成21年細則第29号)第3条第1項第3号の規定中「国立大学法人大分大学学生支援部門会議(以下「部門会議」という。)」を「大分大学学生・留学生支援委員会(以下「委員会」という。)」とし、同条第2項第3号の規定中「部門会議」を「委員会」とする。

(大分大学授業料免除選考細則の一部改正)

第3条 大分大学授業料免除選考細則(平成28年細則第24号)第5条第2号イの規定中「国立大学法人大分大学学生支援部門会議(以下「部門会議」という。)」の検討結果を参酌の上」を「大分大学学生・留学生支援委員会(以下「委員会」という。)」で審議の上」とし、同条第5号の規定中「部門会議において検討の上」を「委員会において審議の上」とする。

附 則

この細則は、令和2年8月24日から施行する。